

大学生协的互助保障是学生之间相互帮助、专门为学生建立的保障制度。

大学生協の共済は、学生どうしがたすけあう、学生のための保障制度です。

您是否已经加入了学生综合互助保障？

すでに学生総合共済にご加入済みではありませんか？

如果您以前加入了学生综合互助保障・保险，申请书格式可能有所不同。在办理申请手续之前，请拨打电话 0120-335-770，与大学生协互助保障・保险支援服务中心洽询。

以前、学生総合共済・保険に加入されていた方は、申込書の様式が異なる場合がございます。お申し込み手続きの前に大学生協共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770までお問い合わせください。

学习援助制度

※不是互助保障制度提供的保障。

对于因抚养人死亡的经济上的理由难以继续完成学业的学生，对 1 人提供 10 万日元(无需退还)的紧急奖学金，设有这种学习援助制度。这是全国大学生协联合会的支援制度，在从 1992 年设立以来的 24 年期间，共有 3,403 名成员获得了给付(截至 2016 年 3 月)。关于应募资格等详细内容，请与生协服务中心洽询。本制度也是学生之间开展相互帮助活动的一个部分。

勉学援助制度

※共済の保障ではありません。

扶養者が亡くならぬ経済的な理由で学業を継続することが困難な学生のために緊急奨学金として、一人 10 万円(返済不要)を支援する制度として勉学援助制度があります。これは全国大学生協連合会の支援制度で、1992年の開始以来 24年間で 3,403名の方が給付を受けています(2016年3月現在)。応募資格など詳しくは生協窓口までお問い合わせください。この制度も学生どうしのたすけあいの一環です。

洽询方法一览表 お問い合わせ先一覧

加入手續的
办理方法
加入手續
のしかた

请与各大学生协的服务中心洽询。各大学生協の窓口までお問い合わせください。

办理学生综合互助保障手續的生协一览表 学生総合共済 取り扱い生協一覧
<http://kyosai.univcoop.or.jp/faq/list.html>



大学生協互助保障・保険支援服务中心电话 大学生協共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770

关于保证
内容
保障内容
について

1	有关保障内容、合约手續的洽詢 保障内容・契約手續に関するお問い合わせ	受付時間 【平日】9:40～17:30 【星期六】9:40～13:00 【平日】9:40～17:30【土曜】9:40～13:00 【节假日】休息・12月28日(星期三)～1月4日(星期四)休息 【日祝】休業・12/28(水)～1/4(水)休業	生命 共済 火災 共済 学賠 保 扶保 保
2	有关人寿互助保障、火灾互助保障的患病及事故、受伤等的联系以及互助保障的保险金给付要求 生命共済・火災共済の病気や事故・ケガ等の連絡・共済金請求	受付時間 【平日】9:40～17:30 【星期六】9:40～13:00 【平日】9:40～17:30【土曜】9:40～13:00 【节假日】休息・12月28日(星期三)～1月4日(星期四)休息 【日祝】休業・12/28(水)～1/4(水)休業	生命 共済 火災 共済
1 2	【新学期】2月11日(星期六)～4月17日(星期一)、平日9:00～19:00 周末及节假日9:00～17:00 【新学期】2/11(土)～4/17(月)は、平日9:00～19:00 土日祝9:00～17:00	受付時間 【24時間365日対応】	学賠 保 扶保 保
3	学生賠償責任保險、抚养人死亡保障保險の事故連絡・保金請求	受付時間 【24時間365日対応】	学賠 保 扶保 保

全国大学生協互助生活協同組合聯合會
全国大学生協共済生活協同組合連合會
郵政編碼 166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-12-4 大学生協高円寺會館
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺會館
<http://kyosai.univcoop.or.jp/>

【取扱代理店】 株式会社大学生協保險服務
【取扱代理店】 株式会社 大学生協保險サービス
郵政編碼 166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-12-4 大学生協高円寺會館
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺會館
<http://hoken.univcoop.or.jp/>

学生综合互助保障的智能手机 APP!

学生総合共済のスマートフォン向けアプリ!



学生综合互助保障的吉祥物 Tanuro
学生総合共済のマスコットタヌロー

免费 無料

在大学生生活中遇到这种情况时方便的 APP。

大学生生活のこんな時に便利なアプリです

1. 希望了解学生综合互助保障 + 保险的保障内容
学生総合共済+保険の保障内容を知りたい
2. 希望了解发生万一时办理手續的方法
もしもの時の手續方法を知りたい
3. 通过游戏模拟大学生生活以及发生万一时的情况
ゲームで大学生生活やもしもの時をシミュレーションできる
4. 通过卡通了解大学生协及互助保障的利用方法
マンガで大学生協と共済の活用方法がわかる

扫描这里下载
ダウンロードはこちら



发生灾害时的指南 災害時ナビ

发生灾害时引导放心、安全行动的智能手机免费 APP。

災害時の安心・安全な行動をサポートするスマートフォンの無料アプリ。

避难所指南功能
避難所ガイド機能

在地图上显示当前位置周边的避难所。并且通过指南针表示方向。

現在地周辺の避難所を地図上に表示します。またコンパスで方向を表示します。



対象OS: Android 4.0.3以上
iOS7.0以上

遇到灾害时的智库
災害時ノウハウ集

日本是经常发生地震及台风等灾害的国家。了解防灾知识，在遇到灾害时发挥作用。

日本は、地震や台風などの災害がたくさんある国です。防災について知って、災害の時に役立ててください。

发生灾害时的指南 災害時ナビ

iOS 终端請通过 App Store、Android 终端請通过 Google Play 下載安裝。
iOS 终端は App Store で、Android 终端は Google Play でインストールしてください。

对于韩文版及中文版(简体字・繁体字)，請通过以下 URL 下載安裝。
韓国語版や中国語(简体字・繁体字)版は以下の URL からインストールしてください。URL:<http://www.ms-ins.com/sumaho/saigai.html>



至各位留学生 留学生の皆さまへ

全国大学生生活 UNIV. CO-OP'S KYOSAI 大学生協の学生総合共済 厚生労働大臣認可

协同组合联合会(简称大学生协)的学生综合互助保障 厚生労働大臣認可

日本全国 209 所大学生协、68.3 万人以上的学生会会员相互帮助、放心的保障制度。

全国 209 大学生協・68.3 万人以上の学生組合員がたすけあう、安心の保障制度です。

人寿互助保障
生命共済

火灾互助保障
火災共済

学生賠償責任保險
学生賠償責任保險

一同推荐的保险
あわせておすすめする保険




相互帮助
相互鼓励
互いにたすけあひ
互いに励まし合ふ

学生賠償責任保險 学生賠償責任保險

学生賠償責任保險不是互助保障，是全国大学生协互助生活协同组合联合会作为投保人，与三井住友海上火灾保险株式会社(干事)签订的团体合约保险。成为被保险人(保障的对象)的范围仅限属于全国大学生协互助生活协同组合联合会组织的会员，并且在保险期的期满之日年龄未满 23 岁、或者属于学校教育法规定的学校(大学、专门学校等)的学生。(包括在完成入学手續后成为会员者。)

学生賠償責任保險は、共済ではなく全国大学生協共済生活協同組合連合會が保険契約者となり、三井住友海上火災保險株式會社(幹事)と締結する団体契約の保険です。被保險者(保障の対象者)となれる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合會の會員の組合員であり、保険期間の末日において満 23 歳未満の方または学校教育法に定める学校(大学・専門学校等)の學生・生徒の方(入学手續を終え、組合員となられた方を含みます。)に限ります。



Tanuro 是学生综合互助保障的吉祥物。
タヌローは学生総合共済のマスコットです。

为了在日本的健康、安全的留学生活。通过相互帮助为留学生提供保障。

健康で、安全に留学生生活を過ごすために。たすけあいから生まれた留学生のための保障。

学生综合互助保障的 7 个推荐要点

学生総合共済 7つのおすすめポイント

1		<h3>对国民健康保险不承担的部分也由互助保障制度提供保障，因此放心。</h3> <p>国民健康保険では支払われない部分も共済で安心</p>	<p>问: 是否需要加入国民健康保险以外的互助保障、保险? 答: 在留学生活中, 万一患病或发生事故时, 有时必须支付高额的治疗费用。在日本, 停留3个月以上的外国留学生与日本人同样承担加入“国民健康保险”的义务。如果治疗属于国民健康保险的对象, 则医疗费费的70%由保险支付, 其余的30%由自己负担。</p>	<p>Q 国民健康保険以外に共済・保険に加入が必要な? A 留学生活で、病気になったり事故にあった時、場合によっては高額な治療費を支払わなければならないこともあります。日本では3か月を超えて滞在する外国人留学生に日本人と同じ『国民健康保険』への加入を義務付けています。国民健康保険の対象となる治療の場合、医療費の70%が保険で支払われ、残りの30%が自己負担となります。</p>				
2		<h3>以较少的会费, 对放心的留学生活提供保障</h3> <p>少ない掛金で安心できる留学生活の保障</p>	<p>互助保障事业是非营利目的“学生之间的相互帮助”, 因此以较低的会费可获得充实的保障。</p>	<p>営利を目的としない“学生どうしのたすけあい”の共済事業なので、少ない掛金で充実した保障を実現しています。</p>				
3		<h3>一个人在日本生活的必要保障</h3> <p>日本での一人暮らしに必要な保障</p>	<p>对因火灾、浸水等遭受损害的家庭财产提供保障 家庭财产被盗、被损坏时也提供保障 对因过失造成火灾及漏水事故、房主依法要求赔偿损失的情况提供保障</p>	<p>火災・水ぬれなどで損害を受けた家財を保障 家財が盗難により盗まれたり、壊されたときも保障 過失による火災や水もれ事故で大家さんから法律上の損害賠償を請求された場合に保障</p>				
4		<h3>可在校内的生协服务中心办理手续</h3> <p>学内の生協窓口で手続きが可能</p>	<p>加入互助保障的申请、洽詢 互助保障的给付申请手续 防止忘记互助保障给付申请的提醒 ※已加入大学内生协者请打电话办理手续。</p>	<p>共済加入の申込み・相談 共済金の給付申請手続き 共済金の給付申請忘れがないように呼びかけ ※インターカレッジコープでご加入された方はお電話で手続きをお願いします。</p>				
5		<h3>24 小时服务, 无论在日本国内还是回国、或是在海外旅行</h3> <p>24時間、日本国内、帰国中でも、海外旅行中でも ※火災互助保障は仅限日本国内的保障。 ※火災共済は国内のみの保障です。</p>	<table border="1"> <tr> <td>上下学途中、上课时 打工时 参加俱乐部、课外活动时 交通事故 回国时</td> <td>实习时 在日本、海外旅行时 开展体育活动时 在学生宿舍、出租屋</td> </tr> </table>	上下学途中、上课时 打工时 参加俱乐部、课外活动时 交通事故 回国时	实习时 在日本、海外旅行时 开展体育活动时 在学生宿舍、出租屋	<table border="1"> <tr> <td>通学中・授業中 アルバイト中 クラブ・サークル 交通事故 帰国中</td> <td>インターンシップ中 日本・海外旅行中 スポーツ中 寮・借家</td> </tr> </table>	通学中・授業中 アルバイト中 クラブ・サークル 交通事故 帰国中	インターンシップ中 日本・海外旅行中 スポーツ中 寮・借家
上下学途中、上课时 打工时 参加俱乐部、课外活动时 交通事故 回国时	实习时 在日本、海外旅行时 开展体育活动时 在学生宿舍、出租屋							
通学中・授業中 アルバイト中 クラブ・サークル 交通事故 帰国中	インターンシップ中 日本・海外旅行中 スポーツ中 寮・借家							
6		<h3>避免患病及发生事故的提议</h3> <p>病気や事故にあわないための予防提案</p>	<p>这些活动以各大学生生协为单位进行。详情请洽所在学校的大学生协。</p> <p>饮食生活咨询会 健康检查企划 防止狂饮活动 自行车、摩托车的检查</p>	<p>これらの企画は各大学生協単位で行われております。詳しくはご自身の在学中の大学生協までお問い合わせください。</p> <p>食生活相談会 健康チェック企画 イッキ飲み防止キャンペーン 自転車・バイク点検</p>				
7		<h3>作为留学生委员长向大家建议</h3> <p>学生综合互助保障制度是通过学生之间的相互帮助, 使日本学生和外国留学生健康、安全地开展大学生活的保障制度。如果留学生单靠个人在日本开始新的生活, 在日常生活方面会遇到担心的事情或者无法预料的困难。“有备无患”——在异国他乡生活, 发生万一的情况时, 无论在经济方面还是精神方面都可以获得强有力的支援, 也可以让父母放心, 因此建议各位加入互助保障。</p>		<h3>留学生委員長からのおすすめ</h3> <p>学生総合共済制度は、学生どうしのたすけあいによる、日本人学生と留学生の健康で安全な大学生活のための保障制度です。留学生一人で日本での新生活を始めると、日常生活では心配事や予測できない困難がたくさんあると思います。「備えあれば憂いなし」。異国での生活において、万が一の時、経済的にも精神的にも大きな支援となり、親も安心させることができる、共済への加入をおすすめします。</p>				

国民健康保険是在自己患病或受伤时为了获得自身的医疗而加入的保险, 如果因事故等对他人造成损害, 不能对损害赔偿进行补偿。(根据厚生劳动省资料)
国民健康保険は自分が病気になったり、ケガをしたときの自分のための保険であり、事故等で他人に損害を与えてしまった場合の損害賠償に関しては補償されません。(厚生労働省資料より)

学生赔偿责任保险

学生賠償責任保険

SUPIC 是大学生生协推荐的保险的吉祥物
スピックは大学生協がおすすめしている
保険のマスコットキャラクターです。

在日常生活以及正规课程的讲义中、或者在进行医疗相关的见习以及实习中等, 因自身的过失而承担赔偿责任时, “学生赔偿责任保险”可获得保障, 建议您也加入。
日常生活中および正課の講義中、医療関連実習中、インターンシップ中などに自分の過失で賠償責任を負った場合等に保障を受けられる「学生賠償責任保険」にもあわせて加入いただくことをおすすめします。

提供调解交涉服务 (仅限示談交渉サービス付き(国
如果本保险的被保险人或人交涉调解的服务。
この保険の被保険者が加害者者と折衝し解決するサー

日本国内的賠償事故。損害名誉、侵害个人隐私的事故除外。)内での賠償事故。名誉毀(き)損・プライバシー侵害事故を除く。)为加害人, 在被害人同意的前提下, 由保险公司代替被保险人与被害者となったとき、被害者の同意を得て被保険者に代わって保険会社が被

关于生协的加入 生協加入について

请在办理入学手续时一同办理生协的加入手续。
入学手続きとあわせて生協加入の手続きをお願いします。

生协是由各大学的学生及教职员共同出资经营、在大学中负责提供厚生福利的团体。大学内的大多数学生、教职员加入了生协, 可利用商店、食堂以及购买书籍的优惠折扣服务等。生协由每一位成员出资参加才能运营。关于出资金, 请与各大学生协洽询。

生協は各大学の学生・教職員が出資金を出し合って運営し、大学の中で福利厚生を担っている団体です。大学内の多数の学生・教職員が加入しており、店舗・食堂の利用や書籍の割引サービスなどを利用できます。生協は一人ひとりの出資と参加で成り立っています。出資金については各大学生生協にお問い合わせください。

在学生毕业时将全额退还出资金。互助保障会费、学生赔偿责任保险的保险费不退还。(如果在秋季毕业或中途退学等, 可能有未经过部分的解约退款。)

出資金は卒業時に全額返還されます。共済掛金、学生賠償責任保険の保険料返金はありません。(秋卒業や途中退学などの場合は、未經過分の解約返戻金があることがあります。)

会员(出资人) 組合員(出資者)

学习和研究是大学学生的首要任务!!
也能够以优惠折扣购买学习和研究所需要的文具及书籍、电脑及电子辞典等。另外, 还可以申请报名 TOEIC 及资格考试以及受理在汽车驾校学习驾照的报名。
大学生は勉学・研究がイチバン!!
勉学研究に必要な文具や書籍、パソコンや電子辞書なども割引で購入できます。また、TOEICや資格試験の申し込み、自動車教習所の受付も行っています。

生活离不开健康的饮食!!
选用放心安全的食材, 为了摄取均衡的营养而做出营养表示和提供方案。以低价提供各种餐饮, 对饮食生活提供可靠的支援。
食えることは生きること!!
安心安全の食材を使用し、バランスよく食べるための栄養表示と提案を行っています。様々なメニューを低価格で提供しており、食生活をしっかりとサポートします。

健康与安全的生活!
出于这个愿望开展健康与安全的生活。建议加入发生万一相互帮助的“学生综合互助保障”制度。
健康で安全に過ごしてほしい!
そんな願いから健康・安全のとりにくみを行っています。もしもの時のたすけあいの制度「学生総合共済」への加入をおすすめします。

介绍租房
向留学生介绍大学附近的出租公寓。
住まいの紹介
留学生の方へ大学の近くのアパートの紹介を行っています。

提供旅行、集训、高速巴士车票、机票等的预定服务。
旅行・合宿・高速バス・航空券などの切符の手配も受付しています。

学生综合互助保障
学生総合共済
人寿互助保障
生命共済

2011年发生“东日本大地震”时, 向加入了人寿互助保障的各位受灾者支付了互助保障金。
2011年に発生した「東日本大震災」で被災された生命共済加入者の方々へ共済金をお支払いすることができました。

如果因地震灾害而受伤, 支付互助保障金。
地震災害によるケガの場合は、共済金をお支払いいたします。

如果因物体掉落或飞来物体、摔倒等受伤住院、接受门诊治疗
落下物や飛来物、転倒等によるケガで入院・通院をされた場合

- 如果仅接受门诊治疗或住院与门诊治疗的合计天数为5天以上, 则从第一天起成为门诊治疗保障的对象。
- 关于住院, 对于患病也从第一天起成为保障的对象。
- 通院のみまたは入院と通院の合計日数が5日以上の場合は、1日目から通院保障の対象になります。
- 入院は病気の場合も含めて1日目から保障の対象になります。

因为是大学生协，所以能够以较低的会费、保险费获得充实的保障！

大学生協だからできる少ない掛金・保険料で充実した保障！

各位留学生在学习期间存在各种风险，为了充分应对这些风险，建议您务必加入人寿互助保障、火灾互助保障、学生赔偿责任保险的3种保障。

留学生のみなさんの在学中のさまざまなリスクに十分に備えるためには、生命共済・火災共済・学生賠償責任保険の3つの保障への加入をぜひおすすめします。

在这里记载的内容以日文优先。ここに記載する内容につきましては、日本語が優先となります。

人寿互助保障

采用银行转账每年自动延续 / 按年支付会费
口座振替で毎年自動継続 / 掛金年払い

生命共済

可在住院日给付额 2,500 日元等级 (NM 型) 或住院日给付额 10,000 日元等级 (NA 型) 中选择。

入院日額 2,500 円コース (NM 型)、入院日額 1 万円コース (NA 型) からお選びいただけます。

患病、受伤时

病気・ケガをしたとき



留学生发生的下列患病、受伤增加。

留学生のこんな病気・ケガが増えています。

由于不规则的饮食生活导致体力下降
不規則な食生活による体力低下

自行车事故造成受伤
自転車事故によるケガ

在课外活动等体育运动中受伤
サークルなどスポーツ中のケガ

从 1 天至最长 200 天的住院保障。对因事故接受门诊治疗也提供保障。(国内、海外)

1 日から最高 200 日までの入院を保障。事故による通院も保障します。(国内・海外)



火灾互助保障

采用银行转账每年自动延续 / 按年支付会费
口座振替で毎年自動継続 / 掛金年払い

火災共済

对于在学生宿舍、出租屋生活的各位
寮・借家暮らしをされる方へ



留学生发生的下列事故增加。

留学生のこんな事故が増えています。

供排水设备的漏水
給排水設備等からの水もれ

对房东的租房人赔偿责任
大家さんへの借家人損害賠償責任

失盗
盗難

租房人赔偿责任保障以及对因火灾、浸水、风灾及水灾、失盗造成的家庭财产损失提供保障。(仅限日本国内)

借家人賠償責任保障と火災・水ぬれ・風水害・盗難による家財を保障します。(国内のみ)



一同推荐的保险 あわせておすすめする保険

学生赔偿责任保险

学生賠償責任保険

承担向他人的赔偿责任时
他人への賠償責任を負ったとき

直到毕业为止对学生生活的各种赔偿事故提供保障的学生专用保险。

至预定毕业年度的保险费一次性支付
卒業予定年まで保険料一括払い

直到毕业为止对学生生活的各种赔偿事故提供保障的学生专用保险。

学生生活のさまざまな賠償事故等を保障する学生専用の保険です。



实际的支付结果

支払実績 (2015年4月~2016年3月)

人寿互助保障的支付结果

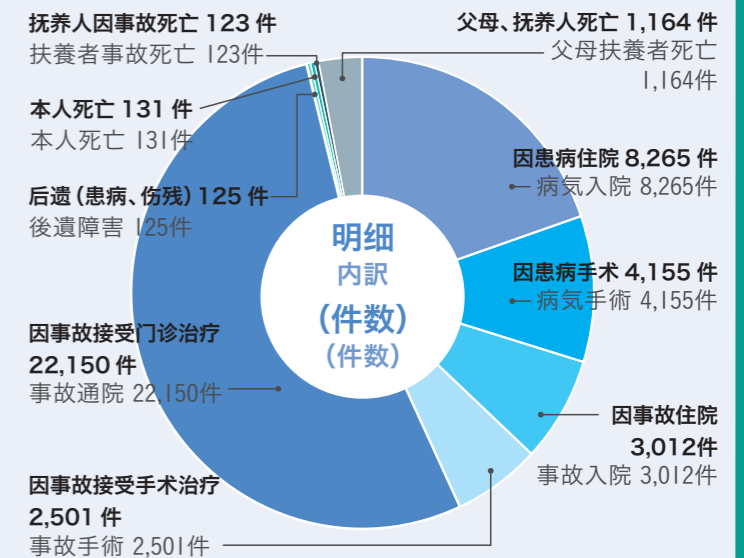
生命共済支払実績

1 年期间的互助保障金 (人寿) 的支付结果
(合计件数为 41,626 件 / 合计支付金额约为 32 亿 6,000 万日元)

1 年間の共済金 (生命) の支払実績
(合計件数 41,626 件 / 合計金額 約 32 億 6,000 万円)

22,150 人因事故接受门诊治疗，获得了支付。

22,150 人が事故で通院し支払いを受けています。



火灾互助保障的支付结果

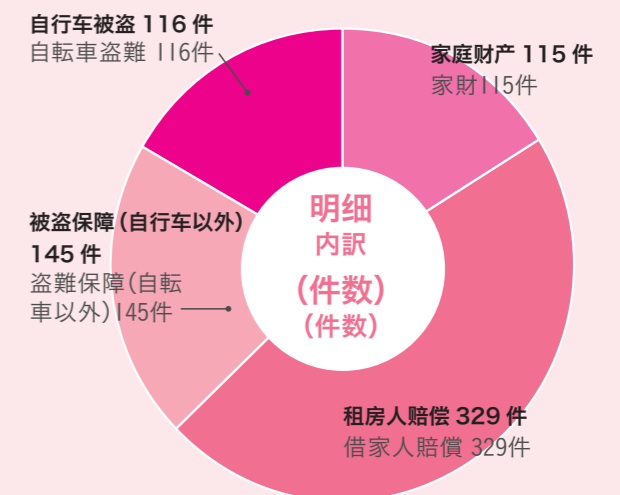
火災共済支払実績

1 年期间的互助保障金 (火灾) 的支付结果
(合计件数为 705 件 / 合计支付金额约为 1 亿 700 万日元)

1 年間の共済金 (火災) の支払実績
(合計件数 705 件 / 合計金額 約 1 億 700 万円)

329 人获得了租房人赔偿责任保障。

借家人賠償責任保障を 329 人が受けています。



学生赔偿责任保险支付结果

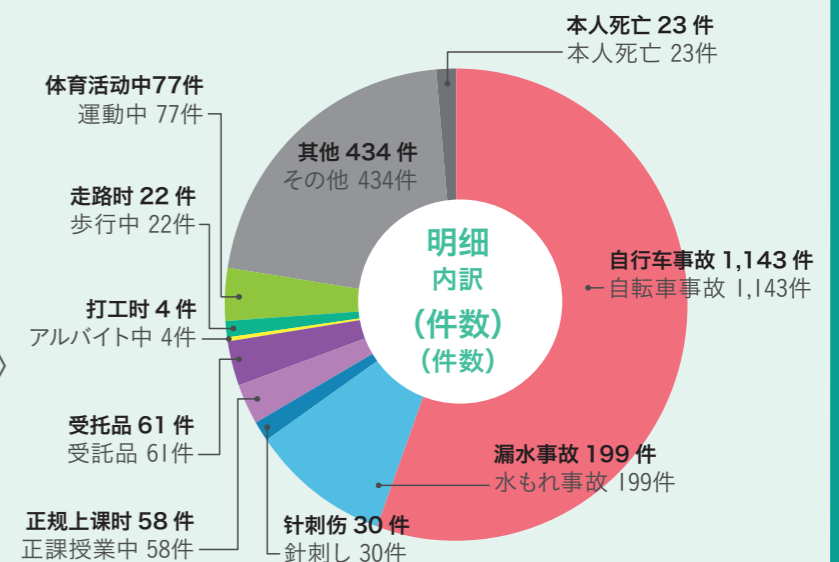
学生賠償責任保険支払実績

1 年期间的学生赔偿责任保险的保险金支付结果
(合计件数为 2,051 件 / 合计支付金额约为 5 亿 5,998 万日元)

1 年間の学生賠償責任保険の保険金の支払実績
(合計件数 2,051 件 / 合計金額 約 5 億 5,998 万円)

骑自行车的学生请务必加入。

自転車に乗る方はぜひご加入ください。



人寿互助保障 生命共済

按年支付会费 掛金年払い 厚生劳动大臣認可事業 厚生労働大臣認可事業

这里的中文翻译为参考内容, 最终以日文为准。
ここに記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

大学生协的学生会员可以加入。

大学生協の学生組合員が加入できます。



无论对于日本国内还是海外均提供保障。
国内・海外問わず保障します。

	NM型 NM型	NA型 NA型
1 年的会费 掛金1年間	3,400 日元 3,400円	11,400 日元 11,400円
1天约	10 日元 10円	32 日元 32円
住院日给付額 等級 (NM 型)	2,500 日元 等級 (NM 型)	10,000 日元 等級 (NA 型)
入院日額	2,500円コース(NM型)	10,000円コース(NA型)

事故、受伤 事故・ケガ			
住院保障 入院保障	对从住院的第 1 天开始至 200 天为止提供保障 入院1日目から200日まで保障	日给付額 2,500 日元 日額 2,500円	日给付額 10,000 日元 日額 10,000円
手术保障 手術保障	也有诸如检查、拔牙、视力矫正术等不属于保障对象的内容 検査・抜歯・視力回復術など対象にならないものもあります	1 次 10,000 日元 1回につき 10,000円	1 次 50,000 日元 1回につき 50,000円
后遗症保障 後遺障害保障	关于因患病导致的后遗, 对 1 ~ 3 级重度残疾提供保障 病気による後遺障害は1~3級の重度障害について保障	150 万日元~ 135 万日元 150万円~135万円	600 万日元~ 540 万日元 600万円~540万円
住院保障 入院保障	对从住院的第 1 天开始至 200 天为止提供保障 入院1日目から200日まで保障	日给付額 2,500 日元 日額 2,500円	日给付額 10,000 日元 日額 10,000円
门诊治疗保障 通院保障	如果仅接受门诊治疗或住院与门诊治疗的合计天数为 5 天以上 (例如住院 2 天, 门诊治疗 3 天), 则从第一天起至 90 天为止提供保障 通院のみ、または入院・通院あわせて5日以上の場合(例えば、入院2日、通院3日など)1日目から90日まで保障	日给付額 1,000 日元 日額 1,000円	日给付額 2,000 日元 日額 2,000円
固定器具的使用期间 固定具使用期間	住院日及门诊治疗日除外, 将两天固定日数视为 1 天门诊治疗 入院日および通院日を除いた固定日数2日を通院1日とみなします	两天 1,000 日元 2日で 1,000円	两天 2,000 日元 2日で 2,000円
手术保障 手術保障	也有诸如检查、缝合伤口、拔牙等不属于保障对象的内容 検査・傷口の縫合・抜歯など対象にならないものもあります	1 次 10,000 日元 1回につき 10,000円	1 次 50,000 日元 1回につき 50,000円
后遗症残障保障 後遺障害保障	对因事故导致的后遗症残障, 对 1 ~ 14 级后遗症残障提供保障 事故による後遺障害は1~14級について保障	150 万日元~6 万日元 150万円~6万円	600 万日元~24 万日元 600万円~24万円

本人死亡 本人の死亡		
因患病、事故导致死亡 病気・事故による死亡		50 万日元 50万円
其他原因的死亡 その他の死亡	因患病及意外事故以外的原因导致的死亡 病気や不慮の事故以外の原因により亡くなられた場合	25 万日元 25万円
		200 万日元 200万円
		100 万日元 100万円

+ 选项 オプション

加入 NM 型、NA 型人寿互助保障者可附带的选项。
NM型、NA型で生命共済にご加入の方が付帯できるオプションです。
对于“抚养人因事故死亡特约”的附带选项, 需要同时加入“父母抚养人死亡特约”的附带选项。
「扶養者事故死亡特約」の付帯には、「父母扶養者死亡特約」の付帯と合わせての加入が必要です。

类型 型	NM 型 + NM 型+	NA 型 + NA 型+	1 年期间的会费 1年間の掛金	与 NM 型附带时 NM型に付帯した場合	与 NA 型附带时 NA型に付帯した場合
+ 选项 1 + オプション1	M 型 M 型	A 型 A 型	600 日元 600円	10 万日元 10万円	20万日元 20万円
+ 选项 1+ 选项 2 + オプション1+オプション2	MF 型 MF 型	AF 型 AF 型			
选项 1 オプション1	父母抚养人死亡特约 父母扶養者死亡特約 不限患病或事故提供保障 病気・事故を問わず保障				
选项 2 オプション2	抚养人因事故死亡特 扶養者事故死亡特約 仅限因事故死亡提供保障 事故による死亡のみ保障		800 日元 800円	一次性或分期支付 100 万日元 一括または分割で100万円	一次性或分期支付 500 万日元 一括または分割で500万円

●也请务必阅读保障的概要, 重要事项说明书 (第 12、14、15 页)。此外, 请在通过加入申请书确认了告知事项后办理加入手续。
●保障のあらまし、重要事項説明書(12.14.15 ページ)も必ずご一読ください。また、告知事項を加入申込書でご確認のうえお手続きください。



鲁润九
北海道大学 / 来自韩国
魯潤九
北海道大学 / 韓国出身

建议您加入人寿互助保障

生命共済のおすすめ

以前因受伤需要住院和手术治疗时, 由于没有加入互助保障而需要负担 5 万日元左右。此外, 虽然也需要手术, 但是因为日本的医疗费昂贵, 所以临时回国做了手术。当时如果加入了互助保障就好了……感到非常后悔。虽然不发生受伤或患病最好, 然而还是应该做到“有备无患”。

前にケガをして入院と手術が必要だったときに、共済に加入していなかったために5万円くらい負担が必要でした。また手術も必要でしたが、日本は医療費が高いので、一時帰国して受けました。あのとき共済に入っていたら助かったのに……と強く感じました。ケガや病気にならないのが一番ですが、備えあれば憂いなしということわざもあります。

来自获得了给付的学生们的声音

給付を受けた学生の声



在校内发生的事故
学内の事故
脚踝扭伤 足首の捻挫
下楼梯时脚下踩空跌倒, 右脚脚踝扭伤。因为手里拿了很多书籍, 没有看清脚下而未能站在楼梯上站稳。由于加入了互助保障, 可以放心地度过留学生活。(大一 留学生)
階段から降りる際、踏み外してしまって転倒した際に、右足の足首を捻って捻挫。本を大量に持っていたため、前がちゃんと見えなかったのが階段を踏み外したと思います。共済に加入しているから、安心して留学生活を送られる。(大学1年 留学生)
**互助保障金支付 30,000 日元
共済金の支払い 30,000円**

在体育活动中发生的事故
スポーツ中の事故
右脚骨折 右足の骨折
在公园玩滑板时摔倒, 右脚骨折。(大一 留学生)
公園でスケートボードをしていて転倒、右足を骨折。(大学1年 留学生)
**互助保障金支付 171,500 日元
共済金の支払い 171,500円**

患病 / 住院
病気 / 入院
急性胃肠炎 急性胃腸炎
在暑假回家期间, 因腹泻去医院就诊。第二天进行输液, 然后直接住院。(大一 日本学生)
夏休み帰省中、下痢をしてしまい病院へ。2日目に点滴に行ったところ、そのまま入院した。(大学1年 日本)
**互助保障金支付 110,000 日元
共済金の支払い 110,000円**

骑自行车时发生事故
自転車運転中の事故
面部多处骨折 顔面多発骨折
放学回家后, 去打工的途中在交叉路口与对面驶来的自行车相撞, 头部受到撞击摔倒, 右侧面部发生跌打伤。(大一 日本学生)
大学より帰宅後、アルバイト先に向かう途中、交差点で反対側から走行してきた自転車と出会い頭に衝突、転倒し右顔を打撲負傷した。(大学1年 日本)
**互助保障金支付 214,000 日元
共済金の支払い 214,000円**

骑摩托车时发生事故
バイク運転中の事故
脑挫伤、面部骨折 脳挫傷・顔面骨折
骑摩托车时在交叉路口右转弯, 撞上了对面驶来的直行车辆, 左侧面部撞在汽车的前挡风玻璃上, 身体在空中飞出, 一时陷入昏迷。(大一 日本学生)
バイク走行中、交差点で右折しようとしたところ、反対側から直進してきた車と衝突し、車のフロントガラスに左顔をぶつけ、空中に飛ばされ一時意識不明に陥った。(大学1年 日本)
**互助保障金支付 1,938,000 日元
共済金の支払い 1,938,000円**

在日常生活中发生的事故
日常生活での事故
左脚关节外侧韧带损伤 左足関節外側靭帯損傷
傍晚在自己房间的浴室洗澡, 脚踩在浴缸上准备打开窗户时滑落摔倒。(大二 日本学生)
夕方、自宅の浴室にて入浴中、窓を開けようとして、浴槽に足をかけた時に滑って転倒してしまった。(大学2年 日本)
**互助保障金支付 84,000 日元
共済金の支払い 84,000円**

患病 / 住院及手术
病気 / 入院・手術
尿道结石 尿路結石
早晨起床后突然感到腰部剧痛而紧急住院。因为匆忙住院, 根本没有带换洗的衣物等, 非常为难。“一人为大家, 大家为一人”, 一个人遇到困难时无能为力, 幸亏有互助保障提供帮助。(研究生2年级 留学生)
朝、突然腰部から激痛を感じ緊急入院。急な入院なので、着替え等全く持っていなかったため困りました。「個人がみんなのため、みんなが個人のため」一人では困った時にどうしようもないので、やはり共済に助けてもらった方が良いと思います。(大学院2年 留学生)
**互助保障金支付 17,500 日元
共済金の支払い 17,500円**

Q & A
能不能一次加入到至毕业为止?
卒業まで一括加入できないのか?
学生综合互助保障制度的互助保障期限为 1 年, 会费也需要按年度支付。请汇款或者到生协服务中心支付第一年的会费。互助保障的会费从第二年以后开始将从登录的银行账户转账, 自动持续到计划毕业的年度为止。作为人寿互助保障的持续合约, 对于即使在加入前的患病也从首次申请加入合约之日起经过 1 年后因患病而发生的死亡、住院、手术、后遗, 有时可能支付互助保障金。

学生総合共済は共済期間が1年となっており、掛金も1年ごとにお支払いいただく必要があります。1年目の掛金は払込みまたは生協窓口でお支払いください。共済の掛金は2年目以降からは登録いただいた口座から振替となり、卒業予定年まで自動継続となります。生命共済の継続契約では加入前の発病の場合でも初めて契約を申し込んだ日から、1年を経過した後の病気による死亡、入院、手術、後遺障害の発生について共済金をお支払いできる場合があります。

Q & A
能否不加入生协而只加入互助保障?
生協に加入せず、共済にだけ加入したい。
学生综合互助保障的加入资格是成为大学生协的会员。这是因为互助保障事业并不是面向不特定多数人员, 而是以团体构成成员相互扶助为目的进行的事业。
学生総合共済は加入資格として、大学生協の組合員であることが必要です。これは共済事業が不特定多数ではなく、団体の構成員の相互扶助を目的として行われる事業であるためです。


Q & A
对因患病在门诊就诊没有保障吗?
病気通院は保障されないのですか?
对因患病在门诊就诊不提供保障。但是, 如果在门诊接受手术, 则可能成为手术保障互助保障金的给付对象, 请与生协洽询。
病気による通院保障はありません。ただし、通院で手術した場合は手術保障共済金の給付対象になる場合がありますので、生協にお問い合わせください。

火灾互助保障 KW 火災共済 KW

按年支付会费 掛金年払い 厚生劳动大臣认可事业 厚生労働大臣認可事業

这里的中文翻译为参考内容, 最终以日文为准。
ここに記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

大学生协的学生会员可以加入。
大学生協の学生組合員が加入できます。

 提供家庭财产保障及失盗保障, 可以放心。
家財保障と盗難保障がついて安心。

KW 型
1 年的会费 2,000 日元
KW型 掛金1年間2,000円
1天約6日元 1日約6円

赔偿保障 賠償保障

火灾 破裂・爆炸 漏水 因结冻而发生破裂 火災 破裂・爆発 水もれ 凍結による破裂

租房人赔偿责任保障 借家人賠償責任保障

因加入者的过失而发生火灾以及给排水设备的漏水事故对租借的房屋造成损害, 依法承担对房主(出租人)的损害赔偿责任时的保障
加入者の過失により火災や給排水設備等から水もれ事故を起こし借戸室に損害を与え、貸主(大家)に対し法律上の損害賠償責任を負担する場合に保障

至 1,200 万日元
1,200万円まで
(无自负担额)
(自己負担額なし)

家庭财产发生火灾、淹水、风灾及水灾等 家財の火災・水ぬれ・風水害など

火灾 雷电 破裂・爆炸 浸水 风灾及水灾 火災 落雷 破裂・爆発 水ぬれ 風水害

家庭财产的保障 家財の保障

因火灾、雷电、风灾及水灾等使加入者的家庭财产遭受损失时的保障
※对于可修理的情况保障修理费用
火災・落雷・風水害などにより加入者の家財が損害を受けた場合に保障
※修理可能なものは修理費用を保障します

至 300 万日元
300万円まで
(无自负担额)
(自己負担額なし)

临时费用 臨時費用 支付家庭财产被全部烧毁、损毁时的临时费用
家財が全損(全焼・全壊)のとき臨時費用としてお支払い
至 20 万日元
20万円まで

失盗保障 盗難保障

失盗的家庭财产保障 盗難家財保障

出租屋室内的被互助保障人拥有的家庭财产失盗、损坏、弄脏时的保障
借戸室内の被共済者所有の家財が盗まれたり、壊されたり、汚されたときに保障

至 50 万日元
50万円まで
(无自负担额)
(自己負担額なし)

现金失盗保障 盗難現金保障 被互助保障人在出租屋室内的现金等失盗时的保障
借戸室内の被共済者所有の現金などが盗まれたときに保障
至 10 万日元 10万円まで
(无自负担额) (自己負担額なし)

自行车失盗保障 (小型摩托车除外) 自転車盗難保障 (原付は対象外)

加入者在出租屋的场地内设置的专用自行车停车场上锁保管的被互助保障人拥有的常用自行车
※专用自行车停车场指房主(出租人)认可的设置、管理的地点
加入者の借戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所に施錠保管していた被共済者所有の常用自転車
※専用の駐輪場所とは、貸主(大家)が認めた設置・管理する場所

重新购买的价額至 3 万日元
再取得価額3万円まで
(自负担额 5,000 日元)
(自己負担5,000円)

失盗出租屋修理费用保障 盗難借戸室修理費用保障 因失盗造成的出租屋的门窗玻璃及门锁损坏, 要求必须承担修理费用时的保障
盗難で借戸室の窓ガラスやカギを壊され、修理代を負担しなければならないときに保障
至 15 万日元 15万円まで
(无自负担额)
(自己負担額なし)



请大家注意!

- ご注意ください!
- 对于下列情况无法支付互助保障金。 下記のような場合は共済金はお支払いできません。
 - 因缺陷、腐蚀、生锈、发霉、陈旧等自然消耗等原因导致出租屋的损坏、脏污
 - 例如在上下学的途中钱包失窃等在租用房屋的室外被盗、以及在租用房屋的室内保管的他人物品被盗窃
 - 墙壁及地面等的划伤以及租借的设备等的损坏
 - 因地震、火山爆发及由此引起的海啸、以及火灾、风灾及水灾等造成的损害
 - 欠陥、腐食、さび、カビ、老朽化などの自然の消耗などを原因とする借戸室の損壊・汚損
 - 通学途上で財布を盗まれたような借戸室外での盗難事故、借戸室内であっても他人から預かっていた物の盗難事故など
 - 壁や床などをキズつけた場合や借用している設備等を壊した場合
 - 地震、噴火、これらによる津波、火災、風水害等による損害
 - 也请务必阅读保障的概要、重要事项说明书(第13、14、15页)。此外, 请在通过加入申请书确认了告知事项后办理加入手续。
 - 保障のあらし、重要事項説明書(13,14,15 ページ)も必ずご一読ください。 また、告知事項を加入申込書でご確認のうえお手続きください。
- ※关于因漏水对楼下的人造成家庭财产损害的赔偿, 由于不属于火灾互助保障的范围, 因此请务必也加入“学生赔偿责任保险”。
※水もれによる階下の人の家財への賠償は火災共済では保障されないのので「学生賠償責任保険」とぜひあわせてご加入ください。



东北大学 / 来自中国
任可欣
東北大学/中国出身

建议您加入火灾互助保障

火災共済のおすすめ

留学生刚到日本时, 由于独立生活的经验不足, 容易因不注意发生事故。使用家用电器、煤气、香薰蜡烛等时发生火灾的危险性较高。万一发生火灾, 不仅对自己租借的公寓、而且对邻居也可能造成损害。为了减少发生这种情况时的损失, 建议加入火灾互助保障。

留学生は日本に来たばかりの時、一人暮らしの経験が足りないため、不注意の事故を起こしやすいです。家電、ガス、アロマキャンドルなど使用する際に火災になる危険性が高いです。火災を起こしたら、自分の賃貸マンションだけではなく、近隣に被害が及ぶ恐れもあります。こんな場合の損失を減らすために、火災共済の加入をお勧めしております。

来自获得了给付的学生们的声音

給付を受けた学生の声

承租人的赔偿 借家人賠償
漏水 水もれ
因洗衣时离开, 没有发现水管脱落使水漏到楼下, 造成建筑物损坏。(大一 留学生)
洗濯中にその場を離れた際にホースが外れたことに気がつかず階下に水もれし、建物に被害がでた。(大学1年 留学生)
互助保障金支付 249,195 日元
共済金の支払い 249,195円

承租人的赔偿 借家人賠償
因结冻而破裂 凍結による破裂
由于没有将水放干净使浴室锅炉结冻而破裂。如果将水排放干净就可以避免。(研究生院1年级 留学生)
水抜き不十分のために風呂釜が凍結し、破損。水抜きをきちんとしていれば防げたと思う。(大学院1年 留学生)
互助保障金支付 20,000 日元
共済金の支払い 20,000円



承租人的赔偿 借家人賠償
因结冻而爆裂 凍結による破裂
由于大门外的热水器没有进行防冻处理被冻裂漏水。今后应采取关闭水阀等防冻措施。(研究生院1年级 留学生)
玄関外の給湯器が凍結予防処理をしていなかった為、破損し水がもれた。水道栓を締めておくといった凍結予防をしておくべきだった。(大学院1年 留学生)
互助保障金支付 49,600 日元
共済金の支払い 49,600円

家庭财产 家財
失盗 盗難
出门时窗户玻璃被打碎, 笔记本电脑、相机、眼镜等被盗。因为住在公寓的一楼, 所以应在外出时关好阳台的卷门。(大四 留学生)
留守中、窓ガラスを割って侵入され、ノートパソコン、デジカメ、メガネなどが盗まれた。アパートの部屋は一階なので、留守にする時はベランダのシャッターを降ろして外出すべきだった。(大学4年 留学生)
互助保障金支付 257,190 日元
共済金の支払い 257,190円

家庭财产/现金 家財/現金
失盗 盗難
海外旅行回来时发现房门被挖了一个洞, 门锁被打开, 现金和一个行李箱被盗。(研究生院2年级 留学生)
海外旅行より帰宅すると、ドアに穴が開けられ施錠が外されており、現金とビジネスキャリアが盗まれていた。(大学院2年 留学生)
互助保障金支付 43,465 日元
共済金の支払い 43,465円

Q & A
火灾互助保障是否仅对发生火灾提供保障?
火災共済は、火事の時だけ保障されるのですか?
不仅是火灾, 而且对于因给排水设备等的漏水、风灾及水灾、雷电等造成的家庭财产的损害也提供保障。另外, 也由于自己的原因造成的火灾或漏水, 房主对出租屋的损害要求赔偿时也提供保障。(对其他房屋造成损害的赔偿, 火灾互助保障制度不提供保障。学生赔偿责任保险可能提供保障, 建议与火灾互助保障一同加入。)

火事だけでなく、給排水設備等からの水もれや、風水害、落雷での家財の損害も保障します。また、自分が火災や水もれを起こして大家さんから借戸室の損害賠償を請求されたときの保障もあります。(他室の家財に与えた損害の賠償は火災共済では保障されません。学生賠償責任保険で保障される場合がありますので、火災共済とあわせて加入をおすすめします。)

Q & A
对打工、旅行、回国时的患病或事故是否提供保障?
アルバイト中や旅行中、帰国中の病気や事故については保障されますか?
如果属于互助保障给付对象的疾病或事故, 无论在哪里发生都提供保障。(火灾互助保障的保障仅限于日本国内。)
共済の給付対象となる病気や事故であれば、どこで起こったものでも保障されます。(火災共済は日本国内のみの保障です。)

Q & A
如果没有患病或受伤, 是否退还会费?
病気やケガをしなかったら掛金は戻ってくるのか?
即使没有患病或受伤, 会费也不退还。但是学生综合互助保障是“大家对因患病或受伤而遇到困难的伙伴出资援助的慰问金(互助保障金)制度”, 因此大家的会费都可可靠地为我们发挥作用。
病気やケガをしなくても、掛金は戻ることはありません。しかし、学生総合共済は「病気やケガをして困っている仲間みんなでお金を出し合ってお見舞い金(共済金)をおくる制度」ですから、みなさんの掛金は確実に仲間のために役立っています。

学生赔偿责任保险

16H

学生賠償責任保険 16H

大学生協の学生会員可以加入。 大学生協の学生組合員が加入できます。

至预定毕业年度的保险费一次性支付 卒業予定年まで一括払い

这里的中文翻译为参考内容,最终以日文为准。ここに記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

日常生活个人赔偿责任补偿特约及受托品补偿大型部分变更特约附带学生・儿童综合保险、设施及产品赔偿责任保险

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・こども総合保険・施設・生産物賠償責任保険

承保公司: 三井住友海上火灾保険株式会社(干事)・共栄火灾海上保険株式会社(非干事)
引受保険会社: 三井住友海上火災保険株式会社(幹事)・共栄火災海上保険株式会社(非幹事)

日常生活(包括正规课程的讲义等)中的赔偿事故 [日本国内・海外]

日常生活(正課の講義等を含む)における賠償事故 [国内・国外]

对他人的赔偿责任 他人に対する賠償責任

骑自行车撞倒行人,使对方受伤。
滑雪时相撞,造成对方骨折、住院。(如果对方住院20天以上,另外支付临时费用保险金。)
在出租屋发生漏水,对楼下的人造成家庭财产损害。
在教育实习中,误使学生受伤。

・自転車で歩行者にぶつかりケガをさせた。
・スキーで衝突して相手が骨折し、入院した。(相手が20日間以上入院された場合には、別途、臨時費用保険金をお支払いします。)
・借戸室で水もれを起こして、階下の人の家財に損害を与えた。
・教育実習中、誤って生徒にケガをさせた。

对从他人借用的物品的赔偿责任 他人から借用したものに對する賠償責任

在实习中(就职体验),从实习单位借用的电脑掉在地上损坏。
・インターンシップ(就業体験)中、就業体験先から借りたパソコンを床に落として壊した。

正规课程的讲义等中的赔偿事故(人权侵害)、费用损害 [日本国内・海外]

正課の講義等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害 [国内・国外]

对侵害他人隐私以及损害名誉的赔偿责任 他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する賠償責任

因在医疗相关实习等中发生的事故采取预防感染措施、治疗所需要的费用(防止感染事故损害费用)

医療関連実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療に要した費用(感染事故損害防止費用)
在临床实习中,误被患者使用过的注射器针头扎伤感染,由于可能感染他人而进行自身的感染治疗。
・臨床実習中に患者に使用した注射針を誤って自分に刺して感染してしまい、他人への感染のおそれが発生したため、自身の感染の治療を行った。

对他人的慰问(根据受害人的受伤程度)

他人に対するお見舞い(被害者のケガの程度によります)

有关临时费用等,参见第16~17页 其他、臨時費用はP16~17参照

在足球比赛中,摔倒时造成对方的脚部骨折,慰问时送慰问品。
・サッカーの試合中、転倒時に相手の足を骨折させたため、見舞い時にお見舞品を渡した。

因受伤导致加入者本人死亡 ケガにより加入者本人が亡くなられた場合

向加入者(被保険者)的法定继承人支付 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い

学生賠償責任保険 学生賠償責任保険	至预定毕业年度的保险费一次性支付 卒業予定年まで一括払い
1年	¥1,780
2年	¥3,120
3年	¥4,470
4年	¥5,800
5年	¥7,150
6年	¥8,070

※必須按照至毕业为止的年数申请。
※必ず卒業までの年数での申込が必要です。
上述金額は2017年4月29日之前加入時の保険費。
上記は2017年4月29日までに加入いただいた場合の保険料です。

对1次事故的最高上限至2亿日元

最高1事故2億円まで

对在正规课程的讲义等受托的信息设备等的记录信息事故以500万日元为上限。
正課の講義等で受託した情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。

每年最高至500万日元

年間最高500万円まで

每年最高至500万日元

年間最高500万円まで

对1名被害人最高至50万日元

(对1次事故最高至100万日元)
被害者1名につき最高50万円まで
(1事故につき最高100万円まで)

10万日元

10万円

下記のような場合、保険金はお支払いできません。
●自動車・バイク(原付を含む)による第三者への賠償責任
●スポーツ(通常のルール範囲)における参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任自体が発生しない場合)
●大学の管理責任下での賠償責任(法律上、学生個人に責任がない場合)
●借戸室の損壊について貸主に対する賠償責任……など

关于保险费,请参照上述以及第22页的内容。
保険料については、上記またはP22をご参照ください。



孙明明

名古屋大学/来自中国
孫明明
名古屋大学/中国出身

建议您加入学生赔偿责任保险

学生賠償責任保険のおすすめ

如果骑自行车撞倒行人造成对方受伤,可能发生自己无法承担的赔偿金额。对他人造成损害时,如果加入了学生赔偿责任保险,可能获得保险金的支付,因此对于支付高额赔偿金也不必担心。

自転車で歩行者にぶつかり相手にケガをさせた場合、自分では負担しきれない額の請求が発生することがあります。他人に迷惑をかけてしまったとき、学生賠償責任保険に加入していると、保険金で支払いされる場合もあるので、高額の賠償金を支払う心配がなく助かります。

日常生活中的事故例

日常生活における事故例

漏水事故 水もれ事故

因没有将水排干净,厕所和厨房的水管被冻裂,造成楼下的房间发生损害。

水抜きが不十分だったため、トイレと台所の水道管が凍結破裂して、階下建物に損傷を出してしまった。

保険金支付 420,283 日元
保険金の支払い 420,283円

日常生活中的事故例

日常生活における事故例

日常活动 日常活動

在舞蹈小组活动中,打碎了借用的舞蹈教室的玻璃。
ダンスサークルの活動中、貸しスタジオのガラスを割ってしまった。

保険金支付 130,000 日元
保険金の支払い 130,000円

日常生活中的事故例

日常生活における事故例

自行车事故 自転車事故

骑自行车时,撞到从出租车上下车的人,对方摔倒,造成手部骨折。
自転車走行中、タクシーから降りてきた相手と接触し、相手が転倒、手を骨折させてしまった。

保険金支付 1,173,949 日元
保険金の支払い 1,173,949円

遇到这样的情况时非常有用!

こんな時にお役に立ちます!



在正规课程的讲义等中发生的事故例

正課の講義等における事故例

在正规课程中 正課中

使用试验装置时,误放入纸张而被风扇卷入发生损坏。

実験器具を使用中、誤って紙を入れてしまい、ファンが紙を巻き込んで破損してしまった。

保険金支付 43,785 日元
保険金の支払い 43,785円

提供调解交涉服务(仅限日本国内。损害名誉、侵害个人隐私的事故除外。)

示談交渉サービス付き(国内での賠償事故。名誉毀(き)損・プライバシー侵害事故を除く。)

调解交涉的服务是,如果本保险的被保险人成为加害人,在被害人同意的前提下,保险公司代替被保险人与被害人交涉调解的服务。
※有时可能无法受理调解交涉,因此有关详情,请打电话与大学生协互助保障・保险支援服务中心洽询。
示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、被害者の同意を得て被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。
※示談交渉をお引き受けできない場合もありますので、詳しくは大学生協共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

关于学生赔偿责任保险的洽询事项,请打电话与大学生协互助保障・保险支援服务中心洽询。

学生賠償責任保険に関するご質問は、大学生協共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

如果秋季入学、秋季毕业,学生赔偿责任保险的保险费是如何规定的?

たとえば秋に入学し、秋卒業の場合、学生賠償責任保険の保険料はどのようになりますか?

因为规定学生赔偿责任保险的保障满期为4月1日,所以加入到毕业后的4月1日为止,毕业时办理手续后会退还大约半年的保险费。
学生賠償責任保険の保障満期日が4月1日に決まっているため、卒業後の4月1日まで加入した上で、卒業時に手続きをすると約半年分の保険料が返還されます。

为了解决加入者在日常生活中发生的问题

加入者が日常生活中にトラブルを抱えたときのために

※加入学生赔偿责任保险的全体人员可利用以下服务。

※学生賠償責任保険にご加入いただいた方全員が、次のサービスをご利用いただけます。

生活支援服务(免费咨询)
生活サポートサービス(ご相談無料)

可通过电话利用在日常生活中发挥作用的各种服务。向加入学生、儿童综合保险等的客户以及与其一同居住的家庭提供的专用服务。详情请洽保险代理店或承保的保险公司。

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。学生・こども総合保険などにご加入のお客さまと同居のご家族の方専用サービスです。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康、医疗
健康・医療
・健康・医疗咨询
・提供医疗机构综合信息等
・健康・医療相談
・医療機関総合情報提供 等

生活咨询
暮らしの相談
・生活中的问题咨询(法律咨询)
・生活中的税务咨询
・暮らしのトラブル相談(法律相談)
・暮らしの税务相談

护理
介護
・提供与护理相关的信息
・有关护理的问题咨询等
・介護に関する情報提供
・介護に関する悩み相談 等

信息提供、介绍服务
情報提供・紹介サービス
・育児咨询(12岁以下)
・提供生活信息等
・子育て相談(12才以下)
・暮らしの情報提供 等

□三井住友海上火灾保険株式会社网站也通过“健康、护理站”提供有关健康及医疗、护理的信息。

□三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報を提供します。

*服务仅限使用日语。*关于服务的服务时间和电话(免费电话),参见加入后发送的加入者证的说明等。*根据使用的电话线路,有时可能无法利用。此外,该利用仅限日本国内。*本项服务由承保的保险公司的协作服务公司提供。有关海外的咨询等,某些咨询内容可能无法应对。*本项服务可能变更或中止,恕不预先通知,敬请理解。

※サービスは日本語でのご利用に限ります。 ※サービス受付のご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。 ※お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。 ※本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。 ※本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用过调解交涉服务的学生的声音

示談サービスを利用した学生の声

无论是作为自己还是对方,由专业人士介入中间调解,使我们感到非常放心。



自分もそうですが、相手の方も、プロの方が間に入ってくれることにとても安心できましたと言われました。



请大家注意!

ご注意ください!

●请务必同时阅读16~18页的“制度概要”。
●P16~18の「制度のあらまし」も必ずご覧ください。

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
病氣入院保障	契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に入院された場合、その共済期間中の入院について病氣入院保障共済金を支払います。 △ご注意 ●病氣による通院は保障の対象ではありません。 ●異なる病氣により入院期間が重複する場合は、その期間については重複して共済金を支払いません。 ●病氣による入院期間と事故による入院期間が重複する場合は、重複して共済金を支払いません。	病氣入院保障共済金額に入院日数を乗じて病氣入院保障共済金を支払います。 ※入院日数は、入院した日から医師が認定した退院日までとします。 ●病氣入院保障共済金の支払は1事由の病氣につき200日限度です。ただし、同一事由による入院が限度日数を超える場合、限度日数の翌日から起算して160日を経過した後の入院については、新たに200日を限度とする病氣入院保障共済金を支払います。	●共済期間外の入院。 ●契約のお申込み時に発病していた病氣、告知を行っていた病氣による入院(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。 ●健康保険および療養費の対象とならない入院。
病氣後遺障害保障	契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に後遺障害が生じた場合、病氣重後遺障害保障共済金を支払います。 △ご注意 ●ご契約時にすでに後遺障害の状態にあった被共済者が、共済期間中に同一部位に加重して障害を負った場合は、所定の金額を後遺障害保障共済金より差し引いて支払います。	短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障害等級別支払割合表」の1級から3級の後遺障害が生じた場合は、その等級に応じて「病氣重後遺障害保障共済金額」の100%から90%を支払います。	●共済期間外に生じた病氣重後遺障害。 ●契約のお申込み時に発病していた病氣、告知を行っていた病氣による後遺障害(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。
事故入院保障	共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院または入院期間中の入院に対して、事故入院保障共済金を支払います。 △ご注意 ●異なる事故により入院期間が重複する場合は、その期間については重複して共済金を支払いません。 ●病氣による入院期間と事故による入院期間が重複する場合は、重複して共済金を支払いません。	事故入院保障共済金額に入院日数を乗じて事故入院保障共済金を支払います。 ※入院日数は、入院した日から医師が認定した退院日までとします。 ●事故入院保障共済金の支払は、1事由の事故につき事故日から180日以内の入院開始に対し200日限度です。 ●事故日から360日を経過し、かつ事故入院支払限度日数200日を超えての入院については、病氣入院とみなし新たに200日を限度とする病氣入院保障共済金を支払います。	●共済期間外に発生した不慮の事故(※1)による入院。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。 ●健康保険および療養費の対象とならない入院。
事故通院保障	共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院または通院を開始され、通院のみの日数または入院と通院の合計日数が5日以上になった場合は、事故の日から360日以内の通院について、1日目から事故通院保障共済金を支払います。 △ご注意 ●固定具を用いる治療は、入院日および通院日を除く固定日数2日を通院1日と算定します。 ●脱臼、骨折、打撲、捻挫に限り、柔道整復師の施術を通院と認めます。 ●医師の指示がある場合に限り、鍼灸師等の施術を通院と認めます。	事故通院保障共済金額に通院日数を乗じて事故通院保障共済金を支払います。ただし、同一事由から1回の事故について90日を限度とします。 ●通院日数は、平常の生活または業務に支障がない程度に沿ったときまでとします。 ●同一日に複数回の通院があっても通院日数は1日です。 ●限度日数90日には固定算定日数を含みます。	●前項の事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ●入院期間中の通院および入院、通院日の固定具の使用については、事故通院保障共済金を支払いません。また、以下に該当する固定具については、事故通院保障共済金を支払いません。 ・手術により内固定、創外固定したとき ・固定具を手指のうち第Ⅲ指、第Ⅳ指または第Ⅴ指のみに装着したとき ・固定具を足指、鼻、歯のみに装着したとき
事故後遺障害保障	共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因としてケガをし、事故の日から360日以内の後遺障害が生じた場合は、事故後遺障害保障共済金を支払います。 △ご注意 ●事故の日から360日を超えてもなお治療が必要な場合には、事故の日から361日目における医師の診断により後遺障害の程度を認定して、事故後遺障害保障共済金を支払います。	短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障害等級別支払割合表」の1級から14級の後遺障害が生じた場合は、その等級に応じて「事故後遺障害保障共済金額」の100%から4%を支払います。	●共済期間外に発生した不慮の事故(※1)による後遺障害。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。
手術保障	病氣入院保障共済金および事故入院保障共済金のお支払いの対象となる入院期間中に、その入院の原因となった病氣やケガの治療を目的として、全国大学生協共済生活協同組合連合会が「手術一覧表」に定める手術を受けた場合は、手術保障共済金額を支払います。なお、通院による手術であっても、お支払いできる場合があります。	手術1回につき、手術保障共済金額を支払います。 ●次の場合は複数の手術を受けたときでも、1回の手術とみなします。 ①複数回実施する手術を1回(一連)の手術として医療機関が算定する場合。 ②同日に複数の手術が実施された場合。	●短期生命共済事業規約に定める別表第3「手術一覧表」以外の手術(具体例:検査、視力回復術、傷口の縫合、抜歯など歯・歯周組織の処置、プレート除去等)。 ●事故入院保障共済金をお支払いしない入院期間中に行った手術。 ●支払対象入院期間中に行った手術であっても、病氣やケガの治療を直接の目的としない手術。
本人の死亡保障	契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に亡くなられた場合、または共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因として、共済期間中若しくは事故の日から360日以内に亡くなられた場合は、死亡保障共済金を支払います。 △ご注意 ●すでに後遺障害保障共済金のお支払いがされている場合は、死亡保障共済金の額から、すでにお支払いした後遺障害保障共済金の額を差し引いた額を死亡保障共済金として支払います。	死亡保障共済金を支払います。 ●病氣や不慮の事故(※1)以外の原因(自殺の場合)により共済期間中に亡くなられた場合、死亡保障共済金額の2分の1の金額を支払います。	●契約のお申込み時に発病していた病氣、告知を行っていた病氣により亡くなられた場合(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●被共済者の犯罪行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。
死亡扶養者保障	父母(配偶者の父母を除きます。)または扶養者が共済期間中に亡くなられた場合は、1名ごとに父母扶養者死亡特約共済金額を支払います。	該当者1名につき父母扶養者死亡特約共済金額を支払います。	●共済期間外の父母、扶養者の死亡。 ●被共済者の故意、重大な過失。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。
死亡扶養者事故保障	契約により登録された扶養者(以下、扶養者といいます。)が、共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因として、事故の日から360日以内かつ共済期間中に亡くなられた場合は、扶養者事故死亡特約共済金額を支払います。 △ご注意 下記の場合は保障の対象となります。 ●不慮の事故(※1)以外の原因により扶養者が亡くなられた場合。 ●病氣により扶養者が亡くなられた場合。	扶養者事故死亡特約共済金額として500万円を一括または分割して支払います。 なお、この特約での共済金のお支払いは、1人の被共済者に対して、すべての生命共済契約の共済期間を通じて1回限りです。	●共済期間外に発生した不慮の事故(※1)により扶養者が亡くなられた場合。 ●契約者、被共済者の故意。 ●扶養者の故意、重大な過失、自殺行為、私闘。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任保障	●共済期間中に被共済者の過失により火災、破裂/爆発、給排水設備等からの水もれ、水ぬれ事故を起こし、借戸室内に損害を与え、貸主(大家)に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、借家人賠償責任保障共済金を支払います。 ●水道管の凍結破裂による漏水等の事故は、被共済者にその責任があると認められる場合のみ、共済金を支払います。	損害賠償金額を支払います。 ※1回の事故につき借家人賠償責任保障共済金額が限度となります。 *貸主との間に訴訟等が必要となった場合、全国大学生協共済生活協同組合連合会から書面により同意を得た訴訟費用等については、上記の損害賠償金額とは別にその費用を支払います。 *他の共済や保険の契約がある場合、被害額をそれらの共済等と併し算した額を支払います。	●契約者の故意。 ●被共済者の故意、心神喪失、指図。 ●改築、増築、取り壊し等の工事。 ●被共済者と貸主との間で、損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定により加重された賠償責任。 ●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された借戸室内の損壊等。 ●台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災。 ●地震、噴火、またはこれらによる津波。 ●借戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然消耗、老朽化等。 ●火災、破裂爆発(凍結による破裂を含む)、給排水設備からの水もれ以外の原因による借戸室の破損、汚損、毀損による損害
家財の火災、水ぬれ、風水害など	●共済期間中に発生した火災、落雷、破裂/爆発、建物の外部からの人為的災害、給排水設備等や被共済者以外の者が占有する他の部屋からの漏水、放水、溢水による水ぬれ、風水害等の自然災害によって、借戸室内に収容されている被共済者の所有する家財が損害を受けた場合に、火災保障共済金を支払います。 ●火災保障共済金の対象となる家財は、被共済者の借戸室、借戸室と同一の建物区画内に所在し、被共済者の所有する家財に限りです。 △ご注意 次のものは家財保障の家財に含みません。 ①通貨、有価証券、預貯金証書、ATMカード、クレジットカード等 ②定期券、航空券、パスポート等 ③稿本、設計書、図案等 ④貴金属、宝石、書画骨董等 ⑤船舶および自動車(自動車には自動二輪車および自動三輪車を含みます。◆原動機付自転車(※5)は家財保障の対象家財です。) ⑥動物および植物	損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、火災保障共済金額が限度となります。また、修理、クリーニングが可能なのはその実費となります。 ●家財が全損(全焼、全壊)と当会が認定したときは、臨時費用共済金として1回の事故につき、20万円を支払います。 ●損害の発生および拡大の防止に必要、かつ有益な費用を損害防止費用として支払います。 ●損害が第三者の行為によるもので、損害賠償を受けた場合は、その賠償額を差し引いたうえで、共済金を支払います。	●契約者、被共済者の故意、重大な過失、法令違反。 ●家財の使用若しくは管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。 ●火災等、風水害等の際の紛失、盗難。 ●戦争、外国の武力行使内乱等の事象によって発生した火災、風水害等による損害。 ●地震、噴火、またはこれらによる津波、火災、風水害等による損害。
盗難家財保障	●共済期間中に発生した盗難事故(※2)により、借戸室の中の被共済者所有の家財が盗取、き損、汚損された損害について盗難家財保障共済金を支払います。 ※スニーカー行為による損害(※3)を含みます。 ●借戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場(※4)に施錠保管された常用している被共済者所有の自転車(原動機付自転車(※5)は保障対象外です。また、自転車を構成する部品や車体購入後に装着した部品のみ盗難は保障対象外です。)が盗取されたときは、その損害の一部について盗難家財保障共済金を支払います。 △ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●次のものは盗難家財保障の家財に含みません。家財の保障の「次のものは家財保障の家財に含みません」と同一内容です。	損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、盗難家財保障共済金額を限度とします。 ●自転車盗難損害については、損害額(再取得価額)から5,000円を差し引いた額を支払います。ただし、損害額(再取得価額)は、3万円を限度とします。 例) 損害額(再取得価額)が35,000円の場合、再取得価額は3万円が最高限度額となります。お支払いする共済金は、損害額(再取得価額)30,000円-5,000円(自己負担)=25,000円	●契約者、または被共済者の故意、重大な過失。 ●共済の目的物の使用または管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。ただし、その者が被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ●盗難事故発生時点で借戸室内に収容されていた家財の損害。 ●被共済者の所有でないものの損害。 ●火災等、風水害等の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の盗難。 ●紛失。 ●戦争、武力の行使、革命、内乱等の事象、暴動、騒じょう等の際の盗難。 ●借戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場以外での自転車の盗難。 ●盗取された家財が共済金を支払う前に回収されたとき
盗難現金保障	●共済期間中に発生した盗難事故(※2)により、借戸室の中の被共済者が所有する通貨または預貯金証書が盗取された場合の損害について盗難現金保障共済金を支払います。 ※スニーカー行為による損害(※3)を含みます。 △ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●預貯金証書の盗難は、預貯金口座から現金が引き出された場合に限ります。◆預貯金先への届出が必要です。	損害額を支払います。 ※ただし、盗難現金保障共済金額を限度とします。	●盗難家財保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ※「自転車」は除く。 ●盗取された現金が共済金を支払う前に回収されたとき ●地震、噴火、津波の際の盗難
盗難借戸室修理費用保障	●共済期間中に発生した盗難事故(※2)により、借戸室が破損、汚損、き損し、賃貸借契約にもとづいて貸主(大家)から請求され、ご自身の費用で修理する場合、その修理費用について盗難借戸室修理費用保障共済金を支払います。 ※スニーカー行為による損害(※3)を含みます。 △ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●盗難事故(※2)以外の原因による借戸室の破損、汚損またはき損による損害は保障対象外です。	損害額を支払います。 ※ただし、盗難借戸室修理費用保障共済金額を限度とします。	●借戸室以外の修理費用。 ●火災等、風水害等による損害の修理費用。 ●地震、噴火、津波による損害の修理費用。 ●戦争、武力の行使、革命、内乱等の事象、暴動、騒じょう等による損害の修理費用。 ●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された借戸室の損壊等の修理費用。 ●借戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然消耗等。

※新入生(編入学・院入学を含む)の新規契約者に限り、入学月の前月の1日又は新規契約の申込みを承諾した日の翌日のいずれか遅い日から発効日の前日までの期間に火災共済の保障の対象となる事故が発生した場合は、共済期間中の事由とみなし、該当する共済金、費用を支払います。また、その期間における階下への水もれなど、学生生活における、他人に対する賠償事故への備えもごぞいます。(詳しくは、「大学生協の学生総合共済ホームページ」をご覧ください。)



用語の解説

- (※1)「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項および第4項に定める感染症をいいます。
- (※2)「盗難事故」とは強盗もしくは窃盗または、それらの未遂をいいます。
- (※3)「スニーカー行為による損害」とは、「スニーカー行為等の規制等に関する法律」に定める行為等により、借戸室内の被共済者が所有する財物(現金を含む)の損害、および借戸室の破損、汚損、またはき損による損害をいい、「盗難事故」に含みます。
- (※4)「専用の駐輪場」とは、借戸室がある建物の敷地内に併設され、借戸室の貸主が設置、管理し、居住者の駐輪を認めた場所のことをいいます。
- (※5)「原動機付自転車」とは、「道路運送車両法施行規則」に定める排気量125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の車両とします。
※「契約者」、「被共済者」、「扶養者」の解説は、「学生総合共済の重要事項説明書」をご参照ください。

制度のあらまし

学生賠償責任保険

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・子ども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

※印を付した用語については、P18の(※印の用語のご説明)をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

1 ご加入者(被保険者)となる方

この制度で被保険者(保障の対象者)となる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める学校(大学・専門学校等)の学生・生徒の方(入学手続きを終え、組合員となられた方を含みます。)に限ります。

2 保険期間

新入学生の方が2017年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2017年4月1日午前0時から卒業予定年(2018年、2019年、2020年、2021年、2022年、2023年)の4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時から卒業予定年の4月1日午後4時までとなります。

3 保障内容(ケガによる死亡)

◆保険金をお支払いする場合 ☆下記は職種別A・学生の場合です。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	死亡保険金額 ^(注)
傷害 保険金 死亡 保険金	保険期間中のケガ [*] のため、事故の発生からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡保険金額 ^(注) の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払します。	10万円

(注)この死亡保険金には後遺障害保険金対象外特約がセットされるため後遺障害保険金はありません。死亡保険金額は正式には死亡・後遺障害保険金額といいますが、この保険では便宜的に死亡保険金額としています。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険金 死亡 保険金	●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社から保険金を支払うべきケガの治療 [*] によるものである場合には、保険金をお支払します。) [*] ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) [*] ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないもの●入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社から保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払します。) [*] ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)● [*] によって生じた肺炎●P17の「保障対象外となる運動等」を行っている間のケガ●乗用具 [*] を用いて競技等 [*] をしている間のケガ(注)細菌性食中毒およびウイルス性中毒は、保障の対象にはなりません。

4 保障内容(賠償事故の場合)

◆保険金をお支払いする場合

(1)日常生活(正課の講義等^{*})を含む)における賠償事故(以下の(2)の場合を除く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
日常生活個人賠償責任 保険金 *日常生活個人賠償 責任補償特約 *日常生活個人賠償 責任補償特約の 一部変更に関する 特約(受託品補償 拡大型)セット	次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物 ^(*) を壊したりしたこと。 ア.住宅 ^(*) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②受託品 ^(*) の損壊、紛失または盗取 ^(*) (住宅 ^(*) 内保管中または本人によって一時的に住宅 ^(*) 外で管理している間に限ります。) (*)情報機器等に記録された情報を含みます。 (*)2)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の不動産および不動産を含みます。 (*)3)「受託品」とは、本人が日本国内において他人から借りた、または預かった財物 ^(*) ・レンタル用品等で、本人が管理するものをいいます。ただし、P17の「保障対象外となる主な「受託品」」を除きます。 (*)4)上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、受託品 ^(*) につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限りします。 (*)5)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (注)被保険者の範囲は、次のとおりです。 ア.本人、イ.親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ.配偶者、エ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ.本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子
日常生活個人賠償責任 保険金(臨時費用) *日常生活個人賠償責任補償特約 *日常生活個人賠償責任補償 特約の一部変更に関する特約 (受託品補償拡大型)セット	上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。 ①事故の直接の結果として死亡した場合 ②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院 [*] した場合 (注)被保険者の範囲は、次のとおりです。 ア.本人、イ.親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ.配偶者、エ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ.本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

(2)正課の講義等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害(感染事故損害防止費用)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
人格権侵害賠償責任保険金 *施設所有(管理)者賠償責任 保険・生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	正課の講義等において次のいずれかに該当する不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 (a)不当な身体拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損 (b)口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害 (注)被保険者(保険契約により保障を受けられる方)の範囲:ご加入者
感染事故損害防止費用保険金 *施設所有(管理)者賠償責任 保険・生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	正課の講義等における事故により、第三者の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合において、被保険者が感染事故損害防止費用(感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)を負担した場合 (注)被保険者の範囲:前記人格権侵害賠償責任保険金(注)と同じ

(★)正課の講義等の範囲:●正課の講義/大学等^(*)が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。(臨床実習、看護実習等の医療関連実習も含まれます。)^{*}●学校行事/大学等^(*)が教育活動の一環として主催する行事をいいます。(正課の講義以外の大学が主催する行事を含みます。)^{*}●教育実習/教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習をいいます。●特例実習/小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第2条に定める、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をいいます。●インターンシップ/加入者(被保険者)が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいいます。(アルバイトは含みません。)^{*}●正課の講義、学校行事に準じるボランティア活動/正課の講義・学校行事に準じて加入者(被保険者)が行うボランティア活動をいいます。(部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。)^{*}●学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

◆保険金のお支払額

保険金の種類	保険金のお支払額
日常生活個人賠償責任 保険金 *日常生活個人賠償 責任補償特約 *日常生活個人賠償 責任補償特約の 一部変更に関する 特約(受託品補償 拡大型)セット	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。) [*] および訴訟費用 ^(*) 等をお支払します。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、500万円が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4)保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
日常生活個人賠償責任 保険金(臨時費用) *日常生活個人賠償責任補償特約 *日常生活個人賠償責任補償 特約の一部変更に関する特約 (受託品補償拡大型)セット	被保険者が臨時に必要なとする費用をお支払します。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 上記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度 上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度 (注2)保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
人格権侵害賠償責任 保険金 *施設所有(管理)者賠償責任 保険・生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。) [*] および訴訟費用 ^(*) 等をお支払します。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)保険金のお支払額は、各保険年度(保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年ごとのことをいいます。)につき、500万円が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。
感染事故損害防止費用保険金 *施設所有(管理)者賠償責任 保険・生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	被保険者が負担した感染事故損害防止費用(感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)をお支払します。 (注1)保険金のお支払額は、各保険年度(保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年ごとのことをいいます。)につき、500万円が限度となります。 (注2)損害防止費用の支払額の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。

※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

日常生活(正課の講義等を含む)における賠償事故	正課の講義等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害
①保険契約者または被保険者の故意による損害②被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(工作上的損害賠償責任)③被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任④第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任⑤被保険者と同居する親族 [*] に対する損害賠償責任⑥他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」の②)による損害賠償責任には適用しません。⑦心神喪失に起因する損害賠償責任⑧被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任⑨自動車等 [*] の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任⑩戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害⑪地震もしくは噴火またはこれを原因とする津波による損害⑫核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任	上記①、③~⑥、⑩~⑫に加え、以下のとおり。 ●自動車、施設外における船舶または車両の所有、使用または管理に起因する賠償責任●保険期間開始前に既に感染していた感染症にかかる治療、検査費用●排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任●大学が負担すべき被保険者(加入者)の管理責任にかかわる賠償事故 など

◎保障対象外となる運動等…山岳登山^(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(*)操縦^(*)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(*)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 其他これらに類する危険な運動
◎保障対象外となる主な「受託品」…通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、自転車・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話(PHSを含みます。))等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「保障対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など

(注)正課の講義等において、その目的にしたがって使用している自動車(被牽(けん)引車を含みます。また、道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものおよび農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車に限ります。)、原動機付自転車(道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものに限ります。)、自転車、ラジコン模型、携帯電話(PHSを含みます。))等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、山岳登山^(*)を行っている間のその運動等のための用具は保障されます。

(*)ヒッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(*)2)グライダーおよび飛行船を除きます。

(*)3)職務として操縦する場合を除きます。

(*)4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

